

## 高松市事業高度化等支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業が労働力不足、物価高騰等の影響により厳しい経営を強いられている状況において、当該中小企業が抱える課題の解決、経営力向上、事業の継続等のため、外部の有識者及び専門家から指導を受け、及び事務の一部の執行を依頼することに要する経費の一部に対し、予算の範囲内で高松市事業高度化等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、市内中小企業における生産性向上等を促進し、もって本市経済の活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者及び同条第5項で定める小規模事業者をいう。
- (2) 支援機関 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項で定める主務大臣の認可を受けた認定経営革新等支援機関をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本社又は主たる事業所（個人の場合にあっては、住所）を有する中小企業又は支援機関とする。ただし、中小企業においては、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業収入を得ている者であること。
- (2) 今後も当該中小企業が抱える課題を解決し、及び経営力の向上を図るなど、事業を継続する意思を有している者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

と認められる者

(2) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者

(4) 政党その他の政治団体

(5) 宗教上の組織又は団体（ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けている組織又は団体であって、宿坊等を運営するものを除く。）

(6) 法人格のない任意団体（支援機関を除く。）

(7) 第9条第1項の規定による交付申請兼実績報告書が本市に提出され本市がその受付をした日（以下「交付受付日」という。）において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている事業者

(8) 第7条第1項に規定する申請を行う次条で規定する補助対象事業に関し、本市又は他の団体から別の補助金等の交付を受けている、又は受ける予定の者

(9) 交付受付日において本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者

(10) 第9条第1項の規定による補助金の交付の申請をする年度においてこの要綱による補助金の交付を受けたことのある者

(11) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助することが適当でないと認めた者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、外部の有識者及び専門家から指導を受けること、並びに事務の一部の執行を依頼する事業であって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、

当該各号に定めるものとする。

- (1) 兼業・副業人材活用 専門的な知識、経験を有する人材を、兼業又は副業の形態により活用し、D Xの推進、デジタル化その他当該中小企業が抱える経営課題の解決の支援を受けるもの
- (2) サイバーセキュリティ診断 サイバーセキュリティに必要な対策を検討するため、外部の専門家による診断を受けるもの
- (3) W e b マーケティング高度化 事業活動の効率化及び差別化を図るため、W e b マーケティングの高度化を行うもの
- (4) W e b アクセシビリティ対応 障がいのある人への合理的配慮を行うために必要な環境の整備として、ホームページをW e b アクセシビリティ対応とするもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費とする。ただし、その消費税及び地方消費税の額に相当する額は、補助対象経費には含まない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の目的等に照らし適当でないと市長が認めるものは、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）（ただし、その額が30万円を超えるときは、30万円）とする。

(補助金の事前申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事前申請者」という。）は、事前に高松市事業高度化等支援補助金交付事前申請書（様式第1号）を、市長が別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請を受け付けた順にその内容を審査してその適否を決定するものとし、適当と認めるときは、当該事前申請者に対し、その決定の順に付した事前承諾番号を記載した高松市事業高度化等支援補助金交付事前申請承諾通知書（様式第2号）により、適当でないと認めるときは、高松市事業高度化等支援補助金交付事前申請不承諾

通知書（様式第 3 号）により、それぞれ通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により適当と認めた申請に係る補助金の額（一件当たり 30 万円として算定）の合計が、当該年度の予算額を超えることとなるときをもって、当該年度の第 1 項に規定する申請の受け付けを終了するものとする。

（変更等の届出）

第 8 条 前条第 2 項の規定による通知を受けた者（以下「事前承諾者」という。）は、同条第 1 項の規定により提出した申請書の記載事項に変更がある場合は、高松市事業高度化等支援補助金交付事前申請内容変更届（様式第 4 号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の変更は認めない。

- 2 事前承諾者は、前項の規定による承認を受けようとする場合は、同項に規定する届に次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

（1） 変更の内容を確認することのできる書類

（2） その他市長が必要と認める書類

- 3 事前承諾者は、当該事前承諾を受けた事業を中止する場合は、高松市事業高度化等支援補助金交付事前申請中止届（様式第 5 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付の申請及び実績報告）

第 9 条 事前承諾者は、補助対象事業が完了し、補助対象経費の支払を完了したときは、市長が別に定める日までに、高松市事業高度化等支援補助金交付申請兼実績報告書（様式第 6 号）に、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

（1） 補助対象経費を支払ったことが確認できる書類

（2） その他市長が必要と認める書類

- 2 事前承諾者が、前項の規定による報告書を前項に規定する期限内に提出しなかったときは、その事前承諾による補助金の交付を辞退したものとみなす。

（交付の決定等）

第 10 条 市長は、前条第 1 項の規定により提出のあった事前承諾者からの申請について、その内容を審査し、当該申請書を提出した事前承諾者に対し、

適当であると認めるときは、高松市事業高度化等支援補助金交付決定通知書（様式第 7 号）及び高松市事業高度化等支援補助金交付指令書（様式第 8 号）により、適当でないと認めるときは、高松市事業高度化等支援補助金不交付決定通知書（様式第 9 号）により、それぞれ通知するものとする。

- 2 申請書の記載事項に不備等があり、市長がその確認等に努めたにもかかわらず、市長が指定する日までに当該記載事項の補正等が行われず、申請者の責めに帰すべき事由により補助金の交付の決定ができなかったときは、申請者は、当該指定する日の翌日において補助金の交付及びその申請を辞退したものとみなす。

（補助金の交付等）

第 11 条 前条の規定により交付の決定及び指令の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、所定の請求書により市長が指定する日までに市長に対し補助金の交付の請求をし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第 12 条 市長は、補助事業者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- （2） 補助金を交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）以外の用途に使用したとき
- （3） この要綱の規定に違反したとき
- （4） 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき
- （5） 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき
- （6） 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類等の整備）

第 13 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業が完了した日（補助事業の支払が完了した日をいう。）の属する年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

（高松市補助金等交付規則の適用）

第 14 条 補助金の検査等については、高松市補助金等交付規則（昭和 54 年高松市規則第 12 号）第 12 条の規定を適用する。

（委任）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

| 補助対象事業        | 補助対象経費                                                                                                                                                                      |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 兼業・副業人材活用     | <p>兼業等により活用する専門的な知識等を有する者の紹介を受けた場合の仲介手数料等（採用の決定までに生じた経費を除く。）</p> <p>兼業等により活用する専門的な知識等を有する者に対し支払うべき基本給（労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当を除いたものをいう。）</p>                               |
| サイバーセキュリティ診断  | <p>委託費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診断に要する経費</li> <li>・ 改善提案費用（診断の結果、その対策が必要とされたものの改善方策の提案に要する経費に限る。）</li> </ul>                                            |
| Webマーケティング高度化 | <p>委託費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マーケティング高度化のための設計及び戦略策定に要する経費</li> <li>・ 現状を分析し、及びその改善方策の提案に要する経費</li> </ul>                                             |
| Webアクセシビリティ対応 | <p>委託費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ等をアクセシビリティ対応とするための診断に要する経費</li> <li>・ 診断結果を踏まえた改修提案に要する経費</li> <li>・ ホームページ等の改修に要する経費（ハードウェアに係るものを除く。）</li> </ul> |

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 所在地  
名 称  
代 表 者  
(個人にあつては、住所及び氏名)

高松市事業高度化等支援補助金交付事前申請書

次のとおり高松市事業高度化等支援補助金の交付を受けたいので、高松市事業高度化等支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により事前申請をします。

| 申請者の区分  |                                                    | 個人 ・ 法人 ・ 支援機関 |                  |
|---------|----------------------------------------------------|----------------|------------------|
| 事前申請の内容 | 補助対象事業<br>※いずれか 1 つに○                              |                | 兼業・副業人材活用        |
|         |                                                    |                | サイバーセキュリティ診断     |
|         |                                                    |                | W e b マーケティング高度化 |
|         |                                                    |                | W e b アクセシビリティ対応 |
|         | 補助対象事業<br>の実施計画<br>※補助対象事業の要件を満たす、具体的な計画を記入してください。 |                |                  |
| 連絡先     |                                                    | 担当者            |                  |
|         |                                                    | 電話番号           |                  |
|         |                                                    | E - M a i l    |                  |



様式第 2 号（第 7 条関係）

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市事業高度化等支援補助金交付事前申請承諾通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市事業高度化等支援補助金の事前申請については、次のとおり決定したので、高松市事業高度化等支援補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

|        |  |
|--------|--|
| 補助対象事業 |  |
| 事前承諾番号 |  |

※事前承諾番号は、今後の申請等に必要となりますので、第三者に提供することのないよう注意してください。

様式第 3 号（第 7 条関係）

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市事業高度化等支援補助金交付事前申請不承諾通知書

年 月 日付で申請のあった高松市事業高度化等支援補助金の事前申請については、承諾しないことに決定したので、高松市事業高度化等支援補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

承諾しない理由

年 月 日

(宛先) 高松市長

提出者 所在地

名 称

代 表 者

(個人にあつては、住所及び氏名)

高松市事業高度化等支援補助金交付事前申請内容変更届

年 月 日付け高 第 号により事前申請承諾の通知のあつた補助事業について、次のとおりその内容を変更したいので、高松市事業高度化等支援補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により届けます。

|        |     |  |
|--------|-----|--|
| 事前承諾番号 |     |  |
| 変更する事項 |     |  |
| 変更の内容  | 変更前 |  |
|        | 変更後 |  |
| 変更の理由  |     |  |

注 補助対象事業を変更することはできません。

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

提出者 所在地  
名 称  
代表者  
（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市事業高度化等支援補助金交付事前申請中止届

年 月 日付け高 第 号により事前申請承諾の通知のあった補助事業について、次のとおり中止したいので、高松市事業高度化等支援補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により届けます。

|         |       |
|---------|-------|
| 事前承諾番号  |       |
| 中止の理由   |       |
| 中止予定年月日 | 年 月 日 |

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者  
（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市事業高度化等支援補助金交付申請兼実績報告書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、高松市事業高度化等支援補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

また、この申請に当たり、市において私の市税の納付状況について確認されることに同意します。

|                                              |   |
|----------------------------------------------|---|
| 事前承諾番号                                       |   |
| 交付申請額<br>※上限 3 0 万円                          | 円 |
| 事業実績額                                        | 円 |
| 事業の効果<br>※補助事業によりどのような効果が得られたか、具体的に記入してください。 |   |

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市事業高度化等支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市事業高度化等支援補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市事業高度化等支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

1 補助金の名称 高松市事業高度化等支援補助金

2 補助金の交付予定額 円

3 交付条件

- (1) この補助金は、高松市事業高度化等支援補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業が完了した日（補助事業の支払が完了した日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければなりません。
- (3) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- (4) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (5) 高松市事業高度化等支援補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった高松市事業高度化等支援補助金について、  
次のとおり条件を付けて補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市事業高度化等支援補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市事業高度化等支援補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市事業高度化等支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった高松市事業高度化等支援補助金の交付  
については、交付をしないことに決定したので、高松市事業高度化等支援補  
助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により通知します。

交付をしない理由